

# 青森県報

第四千五百十八号

平成三十年  
十月二十二日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出.....(健康福祉課) 一
- 洪水浸水想定区域等の公表.....(河川砂防課) 一
- 右 同.....( 同 ) 二
- 建設業者の許可の取消し.....(上北地域民局) 二
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可.....(中南地域民局) 二
- 右 同.....( 同 ) 二
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表.....(事務局) 三
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出.....( 同 ) 三
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出.....( 同 ) 四
- 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表.....( 同 ) 四
- 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出.....( 同 ) 四

## 告

## 示

### 青森県告示第七百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変 更 年 月 日
		名 称	事 業 者	
	医療法人仙 知会	の 主たる事務所 の所在地	名 称	
	弘前市大字高 屋字本宮四八 〇の四	訪 問 看 護 ス テ ー シ ヨ ン	所 在 地	
	弘前市大字八幡 の一	弘前市大字高杉 字一反田二三一		平成 三〇・七・一
	町一丁目二の二			

### 青森県告示第七百十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

平成三十年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 馬淵川水系馬淵川中流
- 二 馬淵川水系浅水川
- 三 馬淵川水系熊原川

- 四 馬淵川水系種子川
- 五 新井田川水系新井田川

青森県告示第七百二十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

平成三十年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 田名部川水系田名部川
- 二 田名部川水系小川

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九十号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社トリヤベ左官
- 二 代表者の氏名 鳥谷部剛
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字西金崎三七六の五二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一七四九四号

- 五 取消年月日 平成三十年十月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

- 七 取消しの原因となった事実

平成三十年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平川土地改良区の定款の変更を平成三十年十月十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年十月二十二日

中南地域県民局長 中 平 雅 夫

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鬼沢檜木土地改良区の定款の変更を平成三十年十月十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年十月二十二日

中南地域県民局長 中 平 雅 夫

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
中嶋秀一後援会	中嶋 秀一	中嶋 昌子	十和田市元町西二丁目一三の六〇	平成 三〇・九・五
中尾利香後援会	中尾 利香	中尾 利香	十和田市東二番町二の三一	三〇・九・五
田名部裕美後援会	山下 倫子	田名部 トヨ子	八戸市石堂二丁目二の四	三〇・九・七
外崎英継後援会	小野 孝幸	外崎 美智子	五所川原市大字藻川字村崎七一四の一	三〇・九・八
成田裕一後援会	成田 裕一	成田 裕一	南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田八三の七	三〇・九・〇
寺田幸光後援会	杉野森 照道	寺田 真由美	五所川原市大字金山字盛山四八の四	三〇・九・三
宮崎まさお青森県後援会	野上 憲幸	桜田 清治	青森市本町二丁目六の一九	三〇・九・五
今泉信明後援会	太田 實	今泉 敦貴	十和田市穂並町一六の三四	三〇・九・五
福士文敏後援会	熊谷 利一	熊谷 秀一	弘前市大字藤代一丁目五の一	三〇・九・二六
蛭名正樹後援会	藤原 忠則	蛭名 晴美	弘前市大字青山二丁目五の一	三〇・九・二六

青森県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年十月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
渡部伸広後援会 (渡部 伸広)	新	村山 康子	工藤 夕介	青森市西大野二丁目三の一三	平成 三〇・九・一
氣田量子後援会 (氣田 量子)	旧	中尾 利香	山田 沙恵	青森市西大野一丁目一三の〇	三〇・九・一
軽米智雅子後援会 (軽米 智雅子)		中尾 利香をささえる会 (村山 康子)	山田 沙恵	青森市西大野二丁目三の一三	三〇・九・一
春日洋子後援会 (春日 洋子)		中尾 利香をささえる会 (村山 康子)	山田 沙恵	青森市西大野二丁目三の一三	三〇・九・一
関良後援会 (石田 弘輝)		中尾 利香をささえる会 (村山 康子)	山田 沙恵	青森市西大野二丁目三の一三	三〇・九・一
青森県ビルメンテナンス政治連盟 (高野 悟)		中尾 利香をささえる会 (村山 康子)	山田 沙恵	青森市西大野二丁目三の一三	三〇・九・一
中尾利香をささえる会 (村山 康子)		中尾 利香	山田 沙恵	青森市西大野二丁目三の一三	三〇・九・一

百目木和俊後援会 (小出光一)	主たる事務所の所在地	三戸郡階上町大字平内字百目木一三の二〇	三戸郡階上町大字平内字百目木一三の二〇	二九・二七
--------------------	------------	---------------------	---------------------	-------

青森県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯  
政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
山田鉦一後援会	山田 鉦一	平成三〇・九・九
葛西のりゆき後援会連合会	新戸部 満男	三〇・八・三一
にいばり会	葛西 憲之	三〇・八・三一

青森県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成三十年十月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指月日定
-----------------------	-------	-----------	------------	------

中尾 利香	十和田市議会議員	中尾利香後援会	十和田市東二番町二の三一	平成三〇・九・一
-------	----------	---------	--------------	----------

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年十月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯  
法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
中尾 利香	中尾利香後援会	平成三〇・九・三

法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
山田 鉦一	山田鉦一後援会	平成三〇・九・九
葛西 憲之	にいばり会	三〇・八・三一

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭